

広島県告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域〔平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。〕に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和四十八年十二月一日農林水産省告示第二千三百十九号（一に係るものに限る。）

平成十一年三月二十九日農林水産省告示第五百七号（三に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）